

別表十二（十六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が平成29年改正法附則第68条《特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法第55条の3第3項から第6項まで《特定事業再編投資損失準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「均等益金算入額4」の欄の記載に当たっては、
 - (1) 目標到達期間の月数（平成29年改正措置法令附則第20条《特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法令第32条の4第2項第1号《特定事業再編投資損失準備金》に規定する目標到達期間の月数をいいます。(2)において同じです。)が48未満である場合には、「48又は60」を消します。
 - (2) 目標到達期間の月数が48以上60未満である場合には、「36、」及び「又は60」を消します。
 - (3) (1)及び(2)の場合以外の場合には、「36、48又は」を消します。
 - (4) 分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。